

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月26日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	マックスバリュ西日本株式会社 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号				
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンタウン国分寺ショッピングセンター 香川県高松市国分寺町新名644番地1外				
	<p>1. 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名</p> <p>ア 変更前 名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 兵庫県姫路市北条口四丁目4番地 代表者の氏名 代表取締役 藤本 昭</p> <p>イ 変更後 名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男</p> <p>2. 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p> <table border="1"><thead><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭</td><td>マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番52</td></tr></tbody></table>	変更前	変更後	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番52
変更前	変更後				
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭	マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3番52				

変更した事項	兵庫県姫路市北条口四丁目4番地	号	
	株式会社レディ薬局 代表取締役 三橋 信也 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号	変更なし	
	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 範次 香川県高松市丸亀町4番地の8	変更なし	
	株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光 岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	
	株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	変更なし	
	ディープロ株式会社 代表取締役 松中 敬雄 佐賀県佐賀市諸富町徳富691-2	退店	
	株式会社グルメサービス 代表取締役 鍛谷 みき子 徳島県徳島市国府町日開字東457番地2	退店	
	新規出店	株式会社イトウゴフク 代表取締役 伊藤 龍夫 岡山県岡山市南区千鳥町5番1号	
	新規出店	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区成田東四丁目39番地8号	
変更年月日及び変更理由	1. は		
	氏名又は名称	変更年月日	変更の理由
	マックスバリュ西日本株式会社	平成24年5月15日	住所変更のため
		平成25年5月22日	代表者変更のため
	2. は		
	氏名又は名称	変更年月日	変更の理由
	マックスバリュ西日本株式会社	平成24年5月15日	住所変更のため
		平成25年5月22日	代表者変更のため
	株式会社セリア	平成26年6月24日	代表者変更のため
	株式会社イトウゴフク	平成24年10月22日	出店のため
株式会社チヨダ	平成26年9月20日	出店のため	

2. 届出年月日

平成28年7月13日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年8月26日から平成28年12月26日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年12月26日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ